

「全国一斉」商慣習見直し運動について

- ✓ 令和5年10月30日までに全国一斉で商慣習を見直すことを呼びかける運動を実施。

取組内容

(1) 昨年に引き続き、**令和5年10月30日を「全国一斉商慣習見直しの日」とし**、この日までに以下の取組を実施することを、業界団体等を通じて食品関連事業者呼びかけ。

※この呼びかけは任意のものであり、サプライチェーンにおける食品ロスの削減という本運動の趣旨に賛同する事業者の方に、自発的に取り組んでいただくものです。

(ア)食品小売業者

加工食品の納品期限の緩和（特に、賞味期間180日以上の食品を推奨）

(イ)食品製造業者

賞味期限表示の大括り化（年月表示、日まとめ表示）（特に、賞味期間180日以上の食品を推奨）

賞味期限の延長

(2) 納品期限の緩和、賞味期限表示の大括り化及び賞味期限の延長に取り組む企業を募集し、**事業者名を公表**（今後取り組む予定の企業も公表対象）（10/30を予定）

※ フードバンク・子ども食堂等への食品寄附に取り組む事業者についても昨年に引き続き、同日公表予定。

(3) **自社の食品ロス削減やリサイクルの取組をPR**

取組内容の分かる**自社ウェブページのアドレス**又は**事例紹介フォーマット**を、**農林水産省のウェブページ**で掲載

【参考】

【公表結果】令和4年10月30日時点の取組事業者数（予定含む）

- ・**納品期限の緩和：240事業者**（令和3年10月時点：186）
- ・**賞味期限表示の大括り化：267事業者**（令和3年10月時点：223）
- ・**賞味期限の延長：182事業者**